令和6年度 富士市保育料表

●下表の（　）内は第２子の金額です。第３子は０円となります。（※備考３）

階層区分	定義	月額保育料		
		0～2歳児クラス（3号）		3～5歳児クラス（1号・2号）
		標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0円 （ただし、給食費は実費徴収） ※税額やきょうだいの数等により、給食費のうち、おかず代等の副食費が免除になる場合があります。
B	市民税非課税世帯	0	0	
C	市民税均等割のみ課税世帯	11, 100 (5, 600)	10, 900 (5, 500)	
	うち、ひとり親世帯等（※備考４）	4, 400 (0)	4, 300 (0)	
市民税所得割課税世帯				
D1	市民税所得割額が15, 000円未満の世帯	13, 000 (6, 500)	12, 700 (6, 400)	
	うち、ひとり親世帯等	4, 400 (0)	4, 300 (0)	
D2	15, 000円以上32, 000円未満の世帯	14, 700 (7, 400)	14, 400 (7, 200)	
	うち、ひとり親世帯等	4, 400 (0)	4, 300 (0)	
D3	32, 000円以上48, 600円未満の世帯	16, 400 (8, 200)	16, 100 (8, 100)	
	うち、ひとり親世帯等	4, 400 (0)	4, 300 (0)	
D4	48, 600円以上60, 000円未満の世帯	18, 200 (9, 100)	17, 800 (8, 900)	
	うち、ひとり親世帯等	4, 400 (0)	4, 300 (0)	
D5	60, 000円以上72, 000円未満の世帯	21, 200 (10, 600)	20, 800 (10, 400)	
	うち、ひとり親世帯等	4, 400 (0)	4, 300 (0)	
D6	72, 000円以上84, 000円未満の世帯	24, 200 (12, 100)	23, 700 (11, 900)	
	うち、ひとり親世帯等	4, 400 (0)	4, 300 (0)	
D7	84, 000円以上97, 000円未満の世帯	27, 200 (13, 600)	26, 700 (13, 400)	
D8	97, 000円以上115, 000円未満の世帯	30, 200 (15, 100)	29, 600 (14, 800)	
D9	115, 000円以上133, 000円未満の世帯	33, 200 (16, 600)	32, 600 (16, 300)	
D10	133, 000円以上151, 000円未満の世帯	36, 200 (18, 100)	35, 500 (17, 800)	
D11	151, 000円以上169, 000円未満の世帯	39, 200 (19, 600)	38, 500 (19, 300)	
D12	169, 000円以上213, 000円未満の世帯	42, 200 (21, 100)	41, 400 (20, 700)	
D13	213, 000円以上257, 000円未満の世帯	44, 600 (22, 300)	43, 800 (21, 900)	
D14	257, 000円以上301, 000円未満の世帯	47, 000 (23, 500)	46, 200 (23, 100)	
D15	301, 000円以上333, 000円未満の世帯	49, 400 (24, 700)	48, 500 (24, 300)	
D16	333, 000円以上365, 000円未満の世帯	51, 800 (25, 900)	50, 900 (25, 500)	
D17	365, 000円以上397, 000円未満の世帯	54, 200 (27, 100)	53, 200 (26, 600)	
D18	397, 000円以上の世帯	56, 800 (28, 400)	55, 800 (27, 900)	

備　考

１　保育料の額

富士市では、国が定める基準額から概ね３割軽減した額を保育料として定めています。各家庭に負担していただく保育料は、保護者等の市民税額に応じて算定し階層を決定します。階層を決定する際の算定は、原則は父母の税額を合算した額ですが、父母の収入だけでは生活が困難と判断される場合等は、同居者（祖父母等）の税額で算定します。

２　保育料の対象

保育園、認定こども園（保育園部）、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育を利用する０歳児から２歳児クラスの児童が対象です。

３　第２子以降の保育料

保育料の対象となる児童は、０歳から小学校就学前（年長クラス）までの間に通園している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に２人目は半額（カッコ内の金額）、３人目以降は０円です。なお、この場合における児童の算定対象人数には、幼稚園・認定こども園・小規模保育・事業所内保育・家庭的保育・特別支援学校幼稚部・企業主導型保育施設等を利用している児童を含めます。

ただし、Ｂ～Ｄ４階層（ひとり親世帯等はＤ６階層）は上記の年齢制限（０歳から年長）及び通園の有無に関わらず、保護者と生計が同一の子どもの人数によって算定し、２人目は半額、３人目以降は０円となります。

４　ひとり親世帯等の保育料の軽減

Ｃ階層及びＤ１～Ｄ６階層の世帯のうち、次に該当する世帯は「うち、ひとり親世帯等」欄の保育料を適用します。

（１）母子世帯及び父子世帯

（２）次に該当する在宅障害児(者)のいる世帯

ア．身体障害者手帳の交付を受けた者　ウ．精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

イ．療育手帳の交付を受けた者　エ．特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者

（３）その他市長が必要と認めた世帯

５　保育料の変更

結婚・離婚による世帯状況の変更や就労先の変更等がある(あった)場合、「教育・保育給付認定変更申請書兼記載内容変更届」を提出していただきます。変更内容によっては保育料が変わる場合があります。変更がある場合は、お早目にお通いの園もしくは保育幼稚園課にご相談ください。

また、保育料確定後に修正申告により市民税額が変わった場合は、年度内に限り、遡って保育料を算定し直します。修正申告後は忘れずに、保育幼稚園課に修正があったことをご相談ください。

６　保育料の確定時期等

保育料は毎年６月に確定する市民税額に応じて算定するため、事務処理期間を踏まえ、毎年９月に切り替えを行います。４月～８月の保育料は令和５年度分の市民税額で、９月～３月保育料は令和６年度分の市民税額で確定する予定です。なお、保育料算定における市民税額には、税額控除(調整控除を除く)は反映していません。

７　保育料の納付方法

保育料の納付については、保護者等が「保育料納付通知書兼領収証書(以下「納付書」)」に記載の金融機関に出向いて納付書で納付する方法と、口座振替による方法があります。

公私立保育園・松野こども園・公立小規模保育・家庭的保育の保育料の納期限・振替日は毎月１０日(４月は２０日）です（振替日が休業日の場合は翌営業日）。口座振替の方は振替日の前日までに残高を確認しておいてください。

残高不足等により振替ができなかった場合には、保育幼稚園課で確認後、各施設を通じて保護者等に「納付書」をお渡ししますので、金融機関窓口で納付してください。

なお、私立の認定こども園・小規模保育・事業所内保育の納期限・振替日・納付方法は園によって異なります。

８　口座振替の手続き方法

新たに口座振替を希望する方は、「納付書」に記載されている金融機関窓口で、口座振替依頼書に必要事項を記入の上、お申込みください。口座振替することができるのは「納付書」に記載されている金融機関です。

翌月から口座振替をご希望の方は、２０日までに保育幼稚園課に届くように余裕をもってお申込みください。なお、通常、金融機関から保育幼稚園課に口座振替依頼書が届くまで、約１週間かかります。

９　保育料以外の費用

市民税額により算定する保育料に加えて、教育・保育の質の向上に向けた取組に充てるため、園によっては上乗せで費用がかかる場合があります。また、給食費や園服代、テキスト代等の実費にかかる費用もかかる場合がありますので、お申込みの際はあらかじめ希望する園に確認してください。

なお、上乗せ費用と実費費用の詳細については、各園へお問い合わせください。